

12/3～9は障がい者週間

理解を深め、それぞれが住みよい街に

12月3日(木)から9日(水)は、障がい者週間です。障がい者の福祉について、関心と理解を深め、障がい者が社会、経済、文化などの分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるための週間です。障がい福祉サービスなどを利用する方の計画の策定やゆずりあい駐車場制度の利用促進を行っています。

障がい福祉課
☎995-1820

障がい福祉サービスなどを利用するために計画作成を

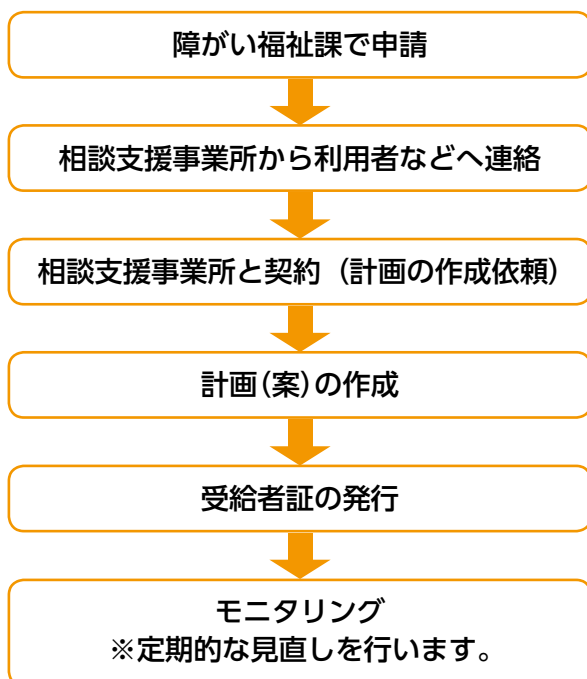
サービス等利用計画は、障がい者が地域で生活するときに必要となるさまざまなサービスを上手に利用するために作成されます。新規にサービスを利用される方はサービス利用申請時に、現在サービスを利用している方は更新時に計画の策定をお願いします。計画は、法律で定められた事業者が、本人や家族の方と面談を行い作成します。申請後、計画策定のために、相談支援事業所から利用者の皆さんへ連絡がありますので、ご協力をお願いします。

対象／自立支援給付サービス、障害児入所給付サービスを利用している方

計画の作成事業所／障がい福祉課で、サービスの利用や更新の申請をするときに紹介します。

そのほか／相談支援事業者は、サービスの種類や事業所の選定、各種相談に応じます。

計画作成の流れ



ゆずりあいの心で 歩行が困難な方が利用しやすい駐車場に

県では、車いす利用者など歩行が困難な方に利用証を交付し、駐車場を適正に利用する取り組み「ゆずりあい駐車場制度」を実施しています。一人ひとりのゆずりあいの心で、歩行が困難な方が利用しやすい駐車場になるように、ご協力をお願いします。

利用証の種類



(車いす常時利用者用) (歩行が困難な方用)

利用証の交付

対象／現に歩行が困難な状態にある方

例▶身体障害者手帳(種類別等級による)、療育手帳A、精神障害者健康福祉手帳1級、特定疾患医療受給者証をお持ちの方など

申請／障がい福祉課にある、交付申請書に必要事項を記入し、必要書類(身体障害者手帳など)を添えて提出してください。

相談をしたいとき(敬称略)

身体障がい者相談員／土屋幸子☎997-7410、山口勘五郎☎997-0208、松本夢吉☎993-7795、片山正三郎☎993-0248、高草昌子☎992-1786、荻野政信☎992-5503 ※聴覚障がい者対応

知的障がい者相談員／星野正江☎998-0014、栗野久子☎997-4852、兼井佐智子☎992-0107

精神障がい者相談員／高橋善文☎993-4483

相談支援事業所／相談支援センターうぐいす☎993-1455 ☎993-1127、相談支援事業所サポートセンターしゃきょう☎995-2332 ☎993-5909